

諮問（情）第 78 号

答 申

第 1 審査会の結論

北海道新幹線札幌トンネル掘削によって発生する要対策土の受入候補地として山口処理場が選定された経緯が分かる文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）により非公開とした部分のうち、別紙の部分については、非公開とすることが妥当である。

なお、上記の結論に当たり、すべての非公開部分について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 7 条第 5 号オを根拠とするほか、次に掲げる非公開部分については、各々に対応する条文も併せて、非公開の根拠とする。

(1) 受入候補地の地権者に関する情報

ア 個人の地権者

条例第 7 条第 1 号本文

イ 法人の地権者

条例第 7 条第 2 号ア

(2) 法人の経営上の内部管理に関する情報

条例第 7 条第 2 号ア

(3) 町内会役員説明会出席者の特定につながる情報及び具体的な意見の内容

ア 出席者の特定につながる情報

条例第 7 条第 1 号本文（特定の個人を識別できる情報）

イ 出席者の具体的な意見の内容

条例第 7 条第 1 号本文（特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがある情報）

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 11 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

2 原決定

諮問庁は、次のとおり、令和 3 年 8 月 25 日付け公文書一部公開決定通知書により

原決定を行った。

(1) 対象公文書

- ア 新幹線建設発生土（対策土）受入地確保の現状と今後の進め方について（2019/8/22）（以下「文書 1」という。）
- イ 他対策土受入候補地の状況について（2019/10/15）（以下「文書 2」という。）
- ウ 対策土受入に係る他候補地の状況について（2019/10/16）（以下「文書 3」という。）
- エ 新幹線トンネル工事 対策土受入候補地に係る現状と今後の進め方について（2019/12/17）（以下「文書 4」という。）
- オ 新たな対策土受入候補地（手稲区第 3 山口処理場 E ブロック）について（2020/2/5）（以下「文書 5」という。）
- カ 新たな対策土受入候補地（手稲区第 3 山口処理場 E ブロック）について（2020/3/2）（以下「文書 6」という。）
- キ 対策土受入候補地（手稲区第 3 山口処理場 E ブロック）の概要と今後の進め方について（2020/6/17）（以下「文書 7」という。）

(2) 非公開部分

- ア 文書 1 中、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」
- イ 文書 2 中、「対策土の受入候補地の地名及び地番が分かる部分（手稲山口を除く。）」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項が分かる部分」及び「発生土の受入地位置図（山口処理場を除く。）」
- ウ 文書 3 中、「対策土の受入候補地の地名が分かる部分」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項が分かる部分」及び「発生土の受入地位置図」
- エ 文書 4 中、「対策土の新・受入候補地の地名が分かる部分（手稲山口を除く。）」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」、「本決定以降のスケジュール」及び「発生土の受入地位置図」
- オ 文書 5 中、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」及び「関係者に係る部分」
- カ 文書 6 中、「対策土の受入想定土量の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」及び「関係者に係る部分」
- キ 文書 7 中、「対策土の受入想定土量の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」、「対策土の受入地確保の具体的な方針、課題及び検討事項に係る部分」、

「本決定以降のスケジュール」、「出席者が分かる部分」、「町内会役員の意見に係る部分」及び「議員・マスコミ対応に係る部分」

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、令和 3 年 11 月 28 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

原決定を取り消し、非公開部分を公開するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

- (1) 原決定に係る公文書について「未公表または不確定な情報」という表現では、「未公表な情報」という理由をもって非公開とされている原決定に係る公文書が具体的にどの文書のどの箇所か、「不確定な情報」という理由をもって非公開とされている原決定に係る公文書が具体的にどの文書のどの箇所か判別できず、非公開理由が特定できない。原決定に係る公文書について「または」という表現を用いた非公開理由は極めて不誠実かつ不適切であり、非公開理由として失当である。諮問庁は原決定に係る公文書の具体的な箇所を掲げた上で、非公開理由を具体的に明示すべきである。
- (2) 諮問庁が主張する非公開理由は「知らぬが仏」との主張に他ならず、条例の趣旨と相容れない。原決定に係る公文書の「現時点で未公表または不確定な情報」の公開によって、なぜ「市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ」るのか理解に苦しむ。諮問庁は「現時点で未公表または不確定な情報」の公開と「市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ」ることの間の因果関係を説明する必要がある。
- (3) 諮問庁は「理由付記として不備はなく、処分に係る手続において何ら瑕疵は存しない」と主張しているだけで、諮問庁が掲げる非公開理由は非公開理由としての不当性が解消されていない以上、非公開理由が存しないのと同義であるため、原決定の非公開部分は全面的に公開されるべきである。
- (4) 「未公表な情報」であるからこそ、本件請求をしているのである。また仮に「未公表」であることが公文書の非公開理由となるのであれば、「未公表な情報」は全て非公開となり、情報公開制度は有名無実化する。したがって、「未公表な情報」

を非公開理由とする諮問庁の主張は、情報公開制度を否定するものにほかならず、およそ認められない。

- (5) 原決定の非公開部分の中には「確定した情報」が混在しているものと考えられる。「確定した情報」については直ちに公開されるべきである。
- (6) 2021年7月2日には約7割、同年11月5日には8割超の手稲山口地区の住民が北海道新幹線札幌トンネルの掘削土（以下「有害残土」という。）の山口処理場における受入れに反対する署名を諮問庁に提出しているにもかかわらず、同年7月5日からは手稲山口地区において有害残土の受入れに向けた準備工事が始まっている。すでに「関係者や地域住民等が、情報を発信した本市に対して強い不信感を抱くこととなり、これまで構築してきた信頼関係が破綻」され、「市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じ」ている。そして、同年12月13日からは手稲山口地区への有害残土の強行搬入も開始されている。非公開部分の公開によって「関係者や地域住民等が、情報を発信した本市に対し強い不信感を抱くこととなり、これまで構築してきた信頼関係が破綻することにより、発生土の受入候補地の確保、あるいは発生土の受入自体が困難となる事態に陥り、結果として北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くことになる」と諮問庁は主張しているが、上記の状況に鑑みればまさに的外れと言うほかない。すでに諮問庁自身が「市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ」ている以上、受入候補地の選定に係る情報で現時点で不確定な情報を公開したところで、今さら「市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ」る事態は新たに起こり得ない。
- (7) 文書1の「2 その他受入候補地確保に向けた今後の取組」の非公開部分は、取組方法が記載されているだけであり、仮に不確定な情報だとしても、公開されたことをもって市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることは認められない。
- (8) 文書2及び文書3の備考部分の非公開部分は仮に不確定な情報だとしても、土地が特定されない限り、公開されたことをもって市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることは認められない。
- (9) 文書3の※の非公開部分は仮に不確定な情報だとしても、土地が特定されない限り、公開されたことをもって市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることは認められない。
- (10) 文書4の「1 札幌市内トンネル工事に係る全体スケジュール」については、たとえば北海道新幹線トンネル掘削土受入候補地（山口地区）に関するオープンハウス（第3回）の資料において公表されている上、スケジュールは既にずれ込んでいるが、そのことによって市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じるという

事象は起きていない。また、すでに有害残土が搬入されている以上、スケジュールの非公開がむしろ市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせる。

- (11) 文書4の「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の札幌市議会と現・受入候補地の私有地（手稲区金山）及び備考の非公開部分については、不確定な情報ではない。
- (12) 文書4の「3 今後の進め方」の非公開部分のうち、確定している情報は公開すべきである。「新・受入候補地の進め方」の非公開部分は、仮に不確定な情報だとしても、土地が特定されない限り、公開されたことをもって市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることは認められない。「現・受入候補地の進め方」の非公開部分については、金山と山本は現に受入候補地として既に進められており、仮に不確定な情報だとしても、市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせることはもはや認められない。
- (13) 2021年6月24日、札幌市は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）との間で手稲山口地区を北海道新幹線トンネル掘削土の受入地とする協定（対策土受入可能量変更可能の条項を含む）を締結しており、文書5及び文書6の非公開部分は、不確定な情報ではない。
- (14) 文書7の非公開部分は、不確定な情報ではない。したがって、町内会の出席者名の特定は不要としても、それ以外は公開される必要がある。＜今後のスケジュール＞について補足すると、たとえば北海道新幹線トンネル掘削土受入候補地（山口地区）に関するオープンハウス（第3回）の資料において公表されている上、スケジュールは既にずれ込んでいるが、そのことによって市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じるという事象は起きていない。また、すでに有害残土が搬入されている以上、スケジュールの非公開がむしろ市民等の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせる。少なくとも審査請求時点で確定しているスケジュールを非公開とする理由はない。

第4 諮問庁の説明要旨

1 非公開とする理由

- (1) 本件請求で対象となった公文書は、対策土の受入候補地確保に関する検討を行った資料であり、不確定な情報を多く含むものであることから、未公表としているものである。対策土の受入に関しては、自然由来の重金属が基準を超える土を持ち込むことへの不安感等から積極的に歓迎されるような性質のものではなく、受入候補地の選定に関する情報についても、周辺住民はもとより、市民全体の関心

が非常に高い事柄である。このため本市では、保有している情報については、慎重に不確実性を見極めた上で、当該不確実性を否定できた時点で、市民や周辺住民の方々への説明等を通して適宜必要な情報発信を行ってきたところであるが、逆に原決定において非公開とした情報のように、検討段階における想定であり、今後の事業の進捗等によっては大きく変更となる可能性が高いものを公開した場合には、情報が独り歩きすることにより市民や周辺住民、関係自治体等に不要な誤解や憶測を招き、その結果、周辺住民や土地の所有者など関係者の中で混乱が生じることとなるおそれがあることから、このような情報の公開については慎重に検討してきたところである。そして、このような事態が起こった場合には、関係者や地域住民等が、情報を発信した本市に対し強い不信感を抱くこととなり、これまで構築してきた信頼関係が破綻することにより、発生土の受入候補地の確保、あるいは発生土の受入自体が困難となる事態に陥り、結果として、北海道新幹線建設事業全体の停滞を招くこととなる。

したがって、原決定における非公開部分は、公にすることにより、本市、国及び独立行政法人等が行う北海道新幹線建設工事等の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）に該当する。

- (2) 本件請求で審査請求人が争点としている非公開理由については、非公開とした根拠条文（条例第7条第5号オ）の記載はもとより、「受入候補地の選定に係る情報で、現時点で未公表又は不確定な情報を公にすることにより市民等の誤解や憶測等を招き、混乱を生じさせ、事務・事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められる」と具体的な説明をしており、審査請求人において非公開とした理由を十分了知し得る程度と考えられることから、理由付記として不備はなく、処分に係る手続において何ら瑕疵は存しない。

第5 諮問庁による主張の一部取下げについて

当審査会において、本件審査請求の審議に当たり、諮問庁に対して、公開・非公開決定後の状況の変化を踏まえ、公開が可能となった部分がないか、あるいは非公開の主張を維持する場合には、非公開理由を具体的に補充できるか検討するよう求めたところ、諮問庁から別紙の非公開部分を除き、非公開の主張を取り下げる旨の申出があった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、市が北海道新幹線札幌トンネル掘削によって発生する対策土の受入地の確保に関する検討を行った文書である。

2 非公開情報該当性について

別紙の非公開部分について、審査請求人は条例第 7 条第 5 号オの非公開理由（以下「非公開理由」という。）に該当しないと主張しているのに対し、諮問庁は非公開理由に該当すると主張していることから、その非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例の規定について

条例第 7 条第 5 号オ（事務・事業に関する情報）は、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

(2) 別紙の非公開部分について

当審査会による対象公文書の見分のほか、諮問庁に対して行った事情聴取を踏まえると、別紙の非公開部分は次のアからコまでに区分される。

ア 受入候補地の検討に関する情報

当該情報は、実現しなかった市内部の検討内容に関する情報であり、公にされた場合には、新幹線建設事業の実施主体である鉄道・運輸機構の今後の事務・事業の遂行に著しい支障を及ぼすものであることから、これまで鉄道・運輸機構に対しても伝えていない内容である。

イ 受入候補地の特定につながる情報

当該情報は、受入候補地として検討された土地に関して、地名、用途及び地図等の情報が記載されており、当該土地の特定につながる情報である。

ウ 受入候補地の地権者に関する情報

当該情報は、受入候補地として検討された土地の地権者に関して、地権者の名称等の情報が記載されており、当該土地の地権者の特定につながる情報である。

エ 札幌市内のトンネル工事に係る全体スケジュールの一部に関する情報

当該情報は、文書 4 を作成した当時、鉄道・運輸機構から市に対して非公式に提供された未公表の情報である。

オ 手稲区金山地区及び厚別区山本地区に関する情報

当該情報は、文書 4、文書 5、文書 6 及び文書 7 の作成時点における手稲区金

山地区及び厚別区山本地区に関する市内部の考え方が記述されたものである。

カ 法人の経営上の内部管理に関する情報

当該情報は、法人から市内部限りで提供された情報であり、当該法人にとっては公表を予定していない経営上の情報に当たる。

キ 関係者の要望内容に関する情報

当該情報は、手稲区第 3 山口処理場整備の際、当該土地の地域住民等から市に対して出された要望事項を記載したものである。

ク 環境局関連の地元関係者への影響に関する情報

当該情報は、文書 5 及び文書 6 を作成した当時のごみ処理場所管部局の考え方が記載されたものであり、市として結論を得た内容ではない。

ケ 対策土受入可能量に関する情報

当該情報は、対策土受入可能量に関する情報であり、山口地区の町内会役員、地域住民等への提案に至らなかった市内部の検討事項が記述されたものである。

コ 町内会役員説明会出席者の特定につながる情報及び具体的な意見の内容

当該情報のうち、文書 7 の「2 山口地区の進め方」の「(2) 地元への説明について」の「町内会役員説明会」の出席者の記述に関するもので非公開とした部分は、当該説明会の出席者の特定につながる情報である。

また、当該情報のうち、「町内会役員説明会の主なご意見等」に関するもので非公開とした部分は、当該非公開部分の記述の内容から、公にされた場合には、町内会役員としての立場が害されることとなる情報である。

(3) 上記(2)の非公開情報該当性について

上記(2)に記載した非公開部分のうち、ア、イ、ウ、オ、ク及びケについては、市内部の検討事項で実現に至らなかったものに関する情報であり、当該情報が公にされた場合には、鉄道・運輸機構、地権者、町内会役員、地域住民等の関係者に対して、迷惑をかけるとともに、不安感や不信感を与え、当該関係者との信頼関係を損なうおそれがある。こうした事態に至れば、市及び鉄道・運輸機構においては、今後の新幹線建設事業に著しい支障を及ぼすこととなり、また、地権者、町内会役員、地域住民等からは受入地の確保等に係る様々な協議について必要な協力が得られなくなることが懸念される。

また、上記(2)に記載した非公開部分のうち、エ、カ、キ及びコについては、関係者の特定につながる情報又は市が鉄道・運輸機構等の関係者から得た情報であり、当該情報が当該関係者の了解なく一方的に公にされた場合には、当該関係者との信頼関係を損なうおそれがある。こうした事態に至れば、鉄道・運輸機構等

からは北海道新幹線建設事業等に係る必要な情報を得ることが難しくなり、地域住民等からは受入地に係る様々な協議について必要な協力が得られなくなり、町内会役員からは忌憚のない意見が得られなくなることが懸念される。

よって、上記(2)アからコに掲げるすべての部分は、公にすることにより、市が行う当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第7条第5号オに定める非公開情報に該当することから、非公開とすることが妥当である。

このことに加えて、上記(2)ウの地権者には個人及び法人がいるが、個人の地権者については、特定の個人を識別できることから条例第7条第1号本文が併せて非公開の根拠となるほか、法人の地権者については、経営上の内部管理情報に当たり公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから条例第7条第2号アが併せて非公開の根拠となる。

上記(2)カについては、法人の経営上の内部管理情報に当たることから公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号アが併せて非公開の根拠となる。

上記(2)コのうち出席者の特定につながる情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものに該当し、具体的な意見の内容については、発言した特定の個人を識別することができないとしても当該説明会に出席した者のいずれかの意見と認識されることで出席者個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められることから、いずれも条例第7条第1号本文が併せて非公開の根拠となる。

3 結論

以上のことに基づいて、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 3月31日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
令和4年 4月 7日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和4年 5月 9日	審査請求人から意見書の提出

令和 5 年 2 月 1 3 日 (第199回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
令和 5 年 3 月 1 5 日 (第200回審査会)	審議
令和 5 年 3 月 3 0 日	答申

別紙

対象公文書の名称	非公開部分	第 6 - 2 (2) の非公開部分の区分
1 新幹線建設発生土（対策土）受入地確保の現状と今後の進め方について（2019/8/22）	「2 その他受入候補地確保に向けた今後の取組」の（1）の1文字目から34文字目まで	ア
	「2 その他受入候補地確保に向けた今後の取組」の（3）の2行目の27文字目から29文字目まで	イ
	「2 その他受入候補地確保に向けた今後の取組」の※の2行目の18文字目から42文字目まで及び3行目の1文字目から11文字目まで	ア
2 他対策土受入候補地の状況について（2019/10/15）	市有地No.①～No.⑨の所在地及び地番（No.⑦を除く。）	イ
	市有地No.①の備考の13文字目から19文字目まで	イ
	市有地No.②の備考の2行目	イ
	市有地No.③の備考	イ
	市有地No.④の備考の2行目	イ
	市有地No.⑥～⑧の備考の2行目及び3行目の1文字目から7文字目まで	イ
	市有地No.⑨の備考の1行目から4行目まで（2行目の25文字目から32文字目までを除く。）	イ
	民有地⑩・⑪の所在地及び地番（区名を除く。）	イ
	民有地⑩の備考の1行目から3行目まで	ウ
	民有地⑪の備考の1行目の1文字目から8文字目まで及び2行目	イ
	民有地⑪の備考の1行目の9文字目から23文字目まで	ウ
受入地位置図の市有地No、区名及び地積を除く部分（山口処理場が分かる部分を除く。）	イ	
3 対策土受入に係る他候補地の状況について（2019/10/16）	「1. 市有地：事業部局所管用地」の所在地（区名を除く。）	イ
	「1. 市有地：事業部局所管用地」の備考の1行目から5行目まで（2行目の23文字目から25文字目まで及び3行目を除く。）	イ
	「2. 民有地」の所在地（区名を除く。）	イ
	「2. 民有地」②の備考の1行目から4行目	ウ

		まで	
		「2. 民有地」③の備考の1行目の9文字目から25文字目まで及び2行目	ウ
		「2. 民有地」③の備考の1行目の1文字目から8文字目まで及び3行目から4行目まで	イ
		「2. 民有地」④の備考の3行目から5行目まで	ア
		2つ目の※の1行目の1文字目から8文字目まで、10文字目から25文字目まで及び2行目の1文字目から3文字目まで	イ
		受入地位置図（「別添位置図」の文字を除く。）	イ
4	新幹線トンネル工事対策土受入候補地に係る現状と今後の進め方について (2019/12/17)	「1 札幌市内トンネル工事に係る全体スケジュール」の2026年度（R8年度）後半から2027年度（R9年度）まで及び備考	エ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「現・受入候補地」の「民有地（手稲区金山）」の2019年度3月から2020年度4月までの部分	オ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「現・受入候補地」の「札幌市有地（厚別区山本）」の備考の2行目及び3行目	カ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のA（2行目の5文字目から7文字目まで）	イ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のAの備考（1行目）	イ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のB（2行目の5文字目から10文字目まで）	イ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のBの備考	ウ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のC（2行目の5文字目から10文字目まで）	イ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のCの備考	ウ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のD（2行目の5文字目から7文字目まで）	イ

		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のDの備考（1行目から4行目まで）	ウ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のF（2行目の5文字目から9文字目まで）	イ
		「2 各受入候補地における当面のスケジュール」の「新・受入候補地」のFの備考（1行目から5行目まで）	ウ
		「3 今後の進め方」の1行目の15文字目から27文字目まで	イ
		「3 今後の進め方」の1行目の33文字目から36文字目まで	ア
		「3 今後の進め方」の3行目の1文字目から6文字目まで	イ
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（左側の欄の2項目目から5項目目まで）	イ
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（右側の欄の2項目目の9文字目から12文字目まで）	ア
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（右側の欄の3項目目の1行目の22文字目から26文字目まで及び2行目の1文字目から2文字目まで）	ア
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（6項目目の1行目の3文字目から28文字目まで及び2行目の3文字目から32文字目まで）	ア
		「3 今後の進め方」の■新・受入候補地の進め方（6項目目の1行目の30文字目及び31文字目）	イ
		「3 今後の進め方」の■現・受入候補地の進め方（金山・山本の右側の欄）	オ
		受入地位置図（「北海道新幹線 建設発生土受入候補地位置図」の文字を除く。）	イ
5	新たな対策土受入候補地（手稲区第3山口処理場Eブロック）について（2020/2/5）	「2. 山口処理場の概要」の（2）の3行目、5行目、7行目及び9行目	キ
		「3. Eブロックを対策土受入地とする場合の環境局としての主な課題」の（2）の1行目の30文字目から47文字目まで及び2行目	ク

		「3. Eブロックを対策土受入地とする場合の環境局としての主な課題」の(3)(1行目の1文字目から16文字目までを除く。)	ク
		「6.その他」の(1)②の1行目の1文字目から7文字目まで及び32文字目から36文字目まで	イ
		「6.その他」の(1)③の1行目の1文字目から15文字目まで	イ
		「6.その他」の(2)	オ
6	新たな対策土受入候補地（手稲区第3山口処理場Eブロック）について（2020/3/2）	「2. 山口処理場の概要」の(2)の周辺町内会の欄（1行目及び2行目を除く。）、周辺農家（農協）の欄、漁業協同組合の欄及び小樽カントリー倶楽部の欄	キ
		「3. Eブロックの対策土受入可能量」の(2)(1行目及び2行目の37文字目から47文字目までを除く。)	ケ
		「3. Eブロックの対策土受入可能量」の(3)	ケ
		「4. Eブロックを対策土受入地とする場合の主な課題」の(2)の1行目の25文字目から51文字目まで及び2行目の1文字目から23文字目まで	ク
		「4. Eブロックを対策土受入地とする場合の主な課題」の(3)(1行目の1文字目から16文字目までを除く。)	ク
		「7. その他」の(1)②の1行目の1文字目から7文字目まで及び32文字目から36文字目まで	イ
		「7. その他」の(1)③の1行目の1文字目から15文字目まで	イ
		「7. その他」の(2)	オ
7	対策土受入候補地（手稲区第3山口処理場Eブロック）の概要と今後の進め方について（2020/6/17）	「1 受入候補地概要」の(3)Eブロックの対策土受入可能量（1行目を除く。)	ケ
		「2 山口地区の進め方」の「(2) 地元への説明について」の「○町内会役員説明会：令和2年6月15日実施」の1行目の11文字目から21文字目まで及び31文字目から41文字目まで	コ
		「2 山口地区の進め方」の「(2) 地元への説明について」の「○町内会役員説明会の主な意見等」の③の16文字目から31文字目まで	コ

		「2 山口地区の進め方」の「(2) 地元への説明について」の「○町内会役員説明会の主な意見」の⑤	コ
		「3 手稲区金山地区、厚別山本地区の今後の進め方」	オ